

土砂災害警戒区域等および土砂災害防止法の概要

1. 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等は土砂災害防止法に基づき指定される区域で以下のような区域のことです。

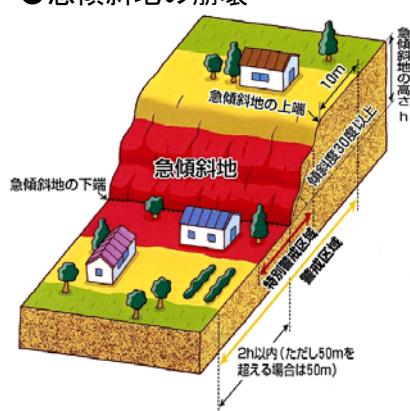
土砂災害警戒区域

土石流等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

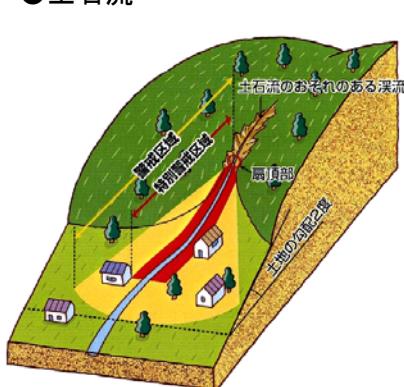
土砂災害特別警戒区域

土石流等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

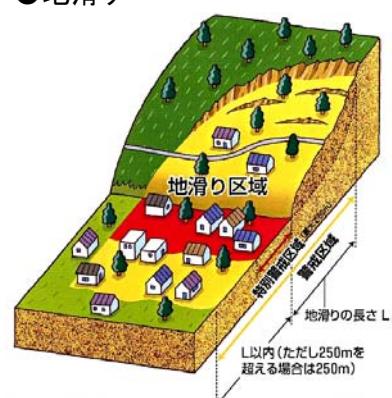
●急傾斜地の崩壊



●土石流



●地滑り



2. 土砂災害防止法の概要

土砂災害から国民の生命を守るために、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

基礎調査の実施（第4条） <土砂災害警戒区域等指定のための調査>

土砂災害警戒区域の指定（第6条） <土砂災害の恐れのある区域>

- 警戒避難に関する事項等警戒避難体制の整備（第7条）
- 契約成立前の重要事項説明（宅建業法第35条）

災害対策基本法に基づく市町村地域防災計画

土砂災害特別警戒区域の指定（第8条） <建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域>

- 特定の開発行為に対する許可制（第9条）
- 建築物の構造規制（第23条）
- 災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告（第25条）

住宅宅地分譲、社会福祉施設等の開発行為

新築、改築等居室を有する建築物の構造について確認

